

会員情報に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、本医学会が保有する会員情報の保護及びその有効利用に関する事項について定めるものである。

(定義)

第2条 本規則の「会員情報」とは、本医学会のオンラインシステム、電子メール、郵便、ファクス等で会員から提供を受けた氏名、住所、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレス、所属機関名、役職、所属先住所、その他連絡先等および本医学会が会員に提供した会員番号等、特定の個人を識別できる情報をいう。

(会員情報の収集)

第3条 会員情報の収集は、本医学会の事業目的に添って行う調査・研究、サービス提供、会員名簿の作成および過去に集められた会員情報の更新の場合に限るものとする。

(会員情報の管理)

第4条 会員情報は、次の各号により管理する。

- (1) 収集した会員情報が外部に漏洩したり、破壊や改ざんを受けたり紛失することのないよう厳重に管理するものとする。
- (2) オンラインシステムで会員情報を通信する場合は情報の暗号化などを行い、特に情報の保護に配慮するものとする。
- (3) 保存された登録情報の管理は、漏洩の防止措置を講ずるものとする。
ただし、技術上予期し得ない方法による不正アクセスなどにより改ざん、漏洩などの被害を受けた場合には、本医学会はその責を負わないものとする。

(会員による個人情報の管理)

第5条 会員による個人情報の管理は、次の各号により管理する。

- (1) 会員は、会員個人の情報を管理するため、会員番号を付与されるものとする。
- (2) 会員は、会員番号とパスワードおよび会員からの直接的な学会事務局への連絡によって会員情報を管理するものとする。
- (3) 会員は、パスワードを適宜変更するなど自己の責任で管理するものとする。

(会員情報の開示・提供)

第6条 会員情報は、次の各号に掲げる場合に限り開示できる。

- (1) 会員情報提供者が情報の開示または提供に同意・承諾した場合
- (2) 次の各項に掲げる場合には、会員情報提供者に同意を得ることなく開示することがある。
 - 1) 本医学会の事業に必要な場合、必要最小限の範囲で守秘義務契約を結んだ上で外部委託業者に提供することがある。
 - 2) 会員情報の統計を、個人を特定する情報を含まない形で第三者に提供することがある。

(3) 会員情報は、次の各項のいずれかの場合には収集目的以外の目的に開示または提供することがある。

- 1) 法的な手続きに基づき、公的機関から開示または提供をもとめられた場合
- 2) 本医学会の事業に沿って行う情報配信サービスや、本医学会の運営上必要な事務連絡等の目的で電子メール等を送信するため、個人情報を利用する場合

3) その他、理事会で承認された事業計画を達成するため正当な理由がある場合

(4) 会員情報の宛名ラベルの提供は、次の各項のいずれかの場合に提供することがある。

- 1) 学術集会や研修会の責任者から、学術集会や研修会の開催通知に利用するなど、本医学会の発展に寄与する目的を付して書面で申し出た場合は、無償で提供する。

なお、提供された会員情報の管理は、提供を受けたものの責任とする。

2) 会員の個人的な利用目的による申し出については、提供しないものとする。

(事務局職員の責務等)

第7条 事務局職員の会員情報の取り扱いに関する遵守事項は、別に定める。

(規則の制定及び改廃)

第8条 本規則の制定及び改廃は理事会の議を経て、理事長が行う。なお、本医学会が会員情報に関する個別の規定を制定した場合は、個別の規定を優先して適用する。

附 則

本規則は、令和8年1月31日より施行する。

日本生活期リハビリテーション医学会認定医制度に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第4条（4）に基づき、生活期のリハビリテーション医学・医療に関する水準の維持向上をはかり、もって国民福祉に寄与することを目的として、日本生活期リハビリテーション医学会認定医制度（以下、本制度という）について定めるものである。

2 本制度は、生活期のリハビリテーション医療の一定以上の臨床経験を有する医師を認定するものである。

(義務)

第2条 日本生活期リハビリテーション医学会認定医（以下、生活期認定医という）は、生活期のリハビリテーション医学の理念を尊重し、患者及び障害者の機能の回復や改善を行い日常生活活動、社会参加をサポートするとともに、生活期のリハビリテーション医学の進歩と本学会の発展のために尽力しなければならない。

(認定委員会)

第3条 認定、資格更新業務を行うため、認定委員会を置く。

2 認定委員は理事長が任命する。

3 認定委員会の運営に関しては、別に定める。

(認定)

第4条 生活期認定医は、本医学会会員である医師のうちから、本医学会が公募の上審査、認定する。

2 生活期認定医の認定に関する内規（以下「内規」という）は別に定める。

3 認定は理事長が生活期認定医証を交付し、生活期認定医登録簿に登録することによって行われる。

4 認定に関する手続きは、別に定める。

(資格更新)

第5条 第4条の規定により認定を受けたものは、別に定める内規に従って、一定期間ごとにその資格を更新するものとする。

(認定の取消し)

第6条 生活期認定医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て認定を取り消すことができる。

2 登録の抹消は、生活期認定医登録簿の記載を抹消することにより行う。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、理事会の承認を経て総会において報告するものとする。

(附則)

- 1 本規則は、令和5年7月1日から施行する。